

東海市告示第81号

令和6年度東海市浄化槽設置事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

令和6年度東海市浄化槽設置事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、もって生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「浄化槽」とは、し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率は90パーセント以上で、かつ、放流水に含まれるBODの日間平均値は20ミリグラム毎リットル以下の機能を有するものをいう。また、浄化槽の保護のため、地表面にコンクリートを打設したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の下水道認可区域を除く区域内において、住宅（延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。）に浄化槽を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売し、又は賃借することを目的として住宅を建築する場合における当該住宅を建築した者

- (3) 住宅を借りている者で、賃貸人の承認が得られていないもの
- (4) 国及び地方公共団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 市税を滞納している者
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げる費用の合計額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 浄化槽本体及び本体の設置に必要な工事に係る費用
- (2) 同一敷地内における単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽への転換に係る前号の工事に付帯して行う宅内配管工事（建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する工事を除く。以下「宅内配管工事」という。）に係る費用
- (3) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去工事（浄化槽の設置に当たり撤去が必要な場合であって、同一敷地内に浄化槽が設置されるときに限る。以下「槽の撤去工事」という。）に係る費用

2 前項の補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算で定める額の範囲内において交付する。

- (1) 前項第1号に掲げる費用 別表第1に定める額
- (2) 前項第2号に掲げる費用 15万円
- (3) 前項第3号に掲げる費用 別表第2に定める額
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この補助金の交付に係る工事の着工予定日の14日前までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 設置箇所の配置図及び給排水衛生設備図
- (3) 法第5条第1項の規定により審査期間に届け出た浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項の確認済証の写し
- (4) 型式適合認定書別添仕様書及び図面

- (5) 浄化槽機能保証制度に基づいて登録された保証登録証
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）
- (7) 工事見積書（宅内配管工事又は槽の撤去工事を行う場合にあっては、当該工事に係る費用のわかる見積書）
- (8) 工事請負契約書の写し
- (9) 浄化槽設備士の免状の写し
- (10) 住宅を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- (11) 補助金の振込先を証する書類
- (12) 暴力団員でないことを誓約する書類
- (13) 市税の完納証明書
- (14) 単独処理浄化槽からの転換を行う者にあつては、浄化槽法定検査結果、保守点検記録表又は清掃実施記録の写し
- (15) くみ取り便槽からの転換を行う者にあつては、清掃実績記録の写し
- (16) 槽の撤去工事に係る申請者にあつては、当該単独処理浄化槽又は当該くみ取り便槽の設置状況の写真
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の変更申請）

第6条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（完了届）

第8条 前条の通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、浄化槽の設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、完了届を提出しなければならない。

2 前項の完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) この補助金の交付に係る工事中的写真（地表面のコンクリート打設完了までの写真）
- (2) 法第10条の規定に基づく浄化槽の保守点検及び清掃に係る業務委託契約書の

写し（設置者が自ら行うことができることを証明する書類）

- (3) 法第7条及び第11条に規定する浄化槽の法定検査契約書の写し及び依頼書
- (4) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- (5) 工事費の支払に係る領収証の写し
- (6) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (7) 単独処理浄化槽からの転換を行う者にあつては、浄化槽使用廃止届出書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条第1項の完了届を受理した場合は、速やかに現地調査を行い、
適当と認めるときは補助金の額を確定し、設置者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払う
ものとする。

2 設置者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとする場合は、補助金支払
請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決
定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を
返還させることがある。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し、不正の行為があつ
たとき。

（検査）

第12条 市長は、補助事業を適正に執行するため、当該職員をして浄化槽の設置工
事の状況を現場において確認させるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

規 模	限 度 額
5人槽	166,000円
6～7人槽	207,000円
8～10人槽	274,000円

別表第2（第4条関係）

工 事	限 度 額
単独処理浄化槽の撤去	60,000円
くみ取り便槽の撤去	45,000円